○財務省告示第百九号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき必要となる資本の額の計算方法を定める件（平成二十一年七月財務省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

第一条第三号イ中「政府が」の下に「第五号に規定する危機対応業務の円滑な実施のために」を加える。

第三条第四項を削る。

○財務省告示第百十号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

二の㈠のイ中「対象国・地域は」の下に「、後発開発途上国を除くものとし」を加える。

二の㈡のイ中「対象国・地域は」の下に「、後発開発途上国を除くものとし」を加える。

○財務省告示第百十一号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

表会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金の項中「国立教育政策研究所の歳入歳出外現金出納官吏」を「国立文化教育政策研究所の歳入歳出外現金出納官吏」に、「農林水産省総合食料局の歳入歳出外現金出納官吏」を「農林水産省生産局の歳入歳出外現金出納官吏」に改める。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省、国土交通省告示第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）第三条第二項の規定に基づき、主務大臣が定める期間及び基準発生原単位を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

（期間）

第一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「判断基準省令」という。）第三条第二項の主務大臣が定める期間は、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。

（基準発生原単位）

第二　判断基準省令第三条第二項の主務大臣が定める基準発生原単位は、次の表のとおりとする。

業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg／百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg／百万円
味そ製造業	191kg／百万円
しょうゆ製造業	895kg／百万円
ソース製造業	59.8kg／t
パン製造業	194kg／百万円
麺類製造業	270kg／百万円
豆腐・油揚製造業	2,560kg／百万円
冷凍調理食品製造業	363kg／百万円
そう菜製造業	403kg／百万円
すし・弁当・調理パン製造業	224kg／百万円
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg／百万円
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	4.78kg／百万円
各種食料品小売業	65.6kg／百万円
菓子・パン小売業	106kg／百万円
コンビニエンスストア	44.1kg／百万円

［備考］

1　この表において「業種」とは、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号）別記様式の備考4に規定する業種をいう。

2　この表において「基準発生原単位（単位kg／百万円）」とは、売上高（単位百万円）当たり食品廃棄物等の発生量（単位kg）をいい、「基準発生原単位（単位kg／t）」とは、製造数量（単位t）当たり食品廃棄物等の発生量（単位kg）をいう。

3　食品関連事業者は、前年度における食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下の場合でも、引き続き、当該発生原単位を維持又は低減させるよう、食品廃棄物等の発生の抑制に努めるものとする。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志